

ん。そこで今後発生する浚渫土砂の処分場を、八代海の環境に負荷の少ない場所において、環境へ配慮した工法での検討を行います。

また、新たな土砂処分場建設だけでなく、既存の土砂処分場の地盤を強制的に沈下させることによって土砂受入容量を増大させるような土砂処分場の延命化対策も行っています。

熊本港では、浚渫土砂処分場として生じた土地を主に港湾関連用地・交流拠点用地として有効活用するための整備を進めています。港湾関連用地では港湾の物流機能を支援する物流関係企業の倉庫や配送基地などの誘致を、また交流拠点用地では有明海の海域環境に関する研究施設や港湾利用者のための利便施設などの誘致を図っていきます。効率的に用地売却を進めるため、既に地盤改良工事まで完了している部分から道路・下水道などのインフラ整備を行い、上記関連企業などへの用地売却を段階的に進めていきます。

#### 4-8 小型船だまりの整備

県内の港においては、ポートサービス船・官公庁船・漁船・プレジャーボートなどの小型船の係留場所が不足しているところがあります。そこでは小型船の無秩序な係留や暴風時に危険な状態となっています。これら小型船が安全に係留する場所を確保することにより、港内の秩序ある管理を可能にし、港内の船舶航行時の安全性の向上を図ります。

#### 4-9 環境への配慮

県内の主要な港が位置する有明海・八代海では海域環境に関する諸問題が懸念されています。有明海・八代海に広く分布する藻場・干潟は、海生生物の生育環境を始めとした海域環境に特に大きな役割を果たしているといわれています。

港の整備を進める際、埋立や海底地盤の浚渫といった海域環境に影響を与える行為を伴う場合があります。今後の港整備にあたっては、環境関係法令・条例を遵守することはもちろんのこと、貴重な藻場・干潟の消失を極力抑えることを基本とし、やむを得ずこれらを消失する場合は、代替の藻場・干潟を創造・復元するなど、これまで以上に環境に配慮した計画・設計・工事を実施していきます。

#### 4-10 許認可手続きの電子化

港湾利用者が岸壁や野積場などの港湾施設を利用する場合には、県の許可が必要ですが、このような許可を得る場合には、現在は、利用者から書面による申請を行っていただいています。この申請手続きをIT(情報通信技術)を活用した、インターネットを通じて行えるようにし、利用者の利便性を高めて利用しやすい港湾を目指します。